

令和7年度熊本県産業技術センター事務関係会計年度任用職員

(研修指導補助員)募集案内

1 職 名

熊本県産業技術センター事務関係会計年度任用職員(研修指導補助員)

2 職務内容

食品加工指導補助、技術相談補助、食品加工機器整備、その他食品加工指導全般に係る補助業務 (変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

3 採用予定人数

1名

4 勤務条件

- (1) 職 の 区 分 : 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員
の職
- (2) 任 用 期 間 : 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
※この任用期間をもって終了し、再度の任用をすることはありません。
- (3) 勤 務 地 : 熊本県産業技術センター (変更の範囲) 変更なし
- (4) 勤 務 時 間 : 9:00～16:00 (週4日)
9:00～15:00 (週1日)
※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内
- (5) 休 憩 時 間 : 12:00～13:00
- (6) 休 日 等 : 土、日、祝日
- (7) 休 暇 等 : 年次有給休暇 あり (6ヶ月間継続勤務した場合)
※ その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等)あり
- (8) 報 酬 等 : ①報酬日額 6時間6,481円～7,985円
5時間5,400円～6,654円
②通勤費用 実費相当額を支給
③期末手当 6月期:最大1.25月、12月期:最大1.25月
④勤勉手当 6月期:最大1.05月、12月期:最大1.05月
※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集
職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給
を行います。(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を
踏まえて額の決定や支給を行います。)
※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均
支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用
職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、
人事評価の結果も踏まえて支給されます。)
- (9) 社 会 保 険 : 地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めると
ころによる。
- (10) 公務災害等補償 : 地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員そ
の他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところに
よる。
- (11) 条件付採用 : 今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その
職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採

用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(12) 地方公務員法の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による

5 受験資格

- ・ 食品加工に係る基礎技術を有すること
- ・ パソコンの基本操作技術(ワード、エクセル、インターネット等)を有すること
- ・ 普通自動車運転免許を有すること
- ・ 「職員の自家用車による公務出張に関する取扱要領(平成10年2月25日付け人第1074号総務部長通知)」(※1 参照。)に定める保険等要件を満たす自家用車を所持しており、かつ、当該自家用車を出張に使用できる方

(※1「職員の自家用車による公務出張に関する取扱要領」抜粋)

2 自家用車の登録

公務出張に使用する自家用車は、次の要件を満たすものとし、職員は、あらかじめ任命権者に申請し、使用する自家用車の登録を受けておかなければならない。

(1) 自家用車の範囲

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第1項に定める自動車(自動二輪車を含む。)及び原動機付自転車で、職員又は親族等(民法に定める親族の範囲：6親等内の血族及び3親等内の姻族を目安とする)が所有するもの(割賦販売法による割賦等で購入し、所有権が留保されているもの等を含む。)。

ただし、親族等が所有するものについては、職員本人が任意保険の被保険者である場合に限る。

(2) 任意保険等への加入

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に定める強制保険のほか、任意保険(対人補償1億円以上、対物補償200万円以上)に加入していること。

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

- (1) 日 時: 令和7年2月14日(金)
- (2) 試 験 地: 熊本県産業技術センター

(3)合格発表:令和7年2月21日(金)

8 応募方法

- ・応募者は、令和7年2月6日(木)までに、「採用試験申込書」、「官製はがき」(申込書の下部を貼り付けたもの)、「自家用車検査証の写し」及び「任意保険証書の写し」を熊本県産業技術センター総務管理室へ持参又は郵送してください。
- ・ハローワークを通じて申し込みを行う場合は、ハローワークからの「紹介状」を添付してください。
- ・持参の場合、受付時間は、平日8:30~17:00までです。
- ・郵送の場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「熊本県産業技術センター会計年度任用職員採用試験申込」と朱書きしてください。
- ・応募者が5名に達した場合は、上記期間内でも申し込みを締め切ります。

【連絡先】 〒862-0901

熊本市東区東町3丁目11番38号

熊本県産業技術センター総務管理室 電話：096-368-2101